

政令で定める特別児童扶養手当における障害基準一覧

特別児童扶養手当1級

- (1) 両目の視力の和が 0.04 以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障がいをもつもの
- (4) 両上肢のすべての指を欠くもの
- (5) 両上肢のすべての指の機能に著しい障がいをもつもの
- (6) 両下肢の機能に著しい障がいをもつもの
- (7) 両下肢を足関節以上で欠くもの
- (8) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいをもつもの
- (9) (1)～(8)のほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が(1)～(8)と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- (10) 精神の障がいであって(1)～(9)と同程度以上と認められる程度のもの
- (11) 身体の機能の障がいもしくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が(1)～(10)と同程度以上と認められる程度のもの

特別児童扶養手当2級

- (1) 両目の視力の和が 0.08 以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
- (3) 平衡機能に著しい障がいをもつもの
- (4) そしゃくの機能を欠くもの
- (5) 音声又は言語機能に著しい障がいをもつもの
- (6) 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- (7) 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能を著しい障がいをもつもの
- (8) 一上肢の機能に著しい障がいをもつもの
- (9) 一上肢のすべての指を欠くもの
- (10) 一上肢の全ての指の機能に著しい障がいをもつもの
- (11) 両下肢のすべての指を欠くもの
- (12) 一下肢の機能に著しい障がいをもつもの
- (13) 一下肢を足関節以上で欠くもの
- (14) 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをもつもの
- (15) (1)～(14)のほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が(1)～(14)と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- (16) 精神の障がいであって、(1)～(15)と同程度以上と認められる程度のもの
- (17) 身体の機能の障がいもしくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が(1)～(16)と同程度以上と認められる程度のもの